

「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく湖東圏域の取組方針 新旧対照表

旧	新
「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく 湖東圏域の取組方針 2022年6月9日改定 湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 彦根市、愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、気象庁彦根地方気象台	「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく 湖東圏域の取組方針 (R7. 〇. 〇改定案) 令和7年〇月〇日改定 湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 彦根市、愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、気象庁彦根地方気象台

※改定前の取組方針では、年の表記方法が、年号、西暦が混在していたため、本改定では、年号に統一した。

旧	新
1. はじめに 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。 このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。 また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。 滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 27 年 2 月には、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。 本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、湖東圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的に位置づけ、取組方針をとりまとめた。 なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。 また、令和 3 年度に取組方針の対象とする期間が終了したことから、今後も取り組むべき内容について整理し、取組方針を改定した。 2. 湖東圏域の概要 湖東圏域は、滋賀県東部に位置する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の 1 市 4 町に属する一級河川（琵琶湖を含む）およびその流域（以下「湖東圏域」という）を対象とし、圏域面積は約 294km² である。	1. はじめに 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。 このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。 また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。 滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 27 年 2 月には、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。 本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、湖東圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的に位置づけ、取組方針をとりまとめた。 なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。 また、湖東圏域は令和 7 年 3 月に滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）が更新されたこと（R7.2 現在は更新予定）から、取組方針を改定した。 2. 湖東圏域の概要 湖東圏域は、滋賀県東部に位置する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の 1 市 4 町に属する一級河川（琵琶湖を含む）およびその流域（以下「湖東圏域」という）を対象とし、圏域面積は約 294km² である。

旧

新

4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関
■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） 水 害 ・「第2期滋賀県河川整備5ヶ年計画（2019年度～2023年度）湖東土木事務所管内（別紙1）」により河川改修を実施する ・湖東土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する ・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をＴランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する 土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県 滋賀県
■多数の家屋や重要施設等の保全対策 水 害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する	2026.3まで（概成）	滋賀県
■ダム等の洪水調整機能の向上・確保 水 害 ・長寿命化計画の見直しを行う ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県

4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関
■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） 水 害 ・「 滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）（令和6年度～令和10年度） 湖東土木事務所管内（別紙1）」により河川改修を実施する ・湖東土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する ・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をＴランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する 土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県 滋賀県 滋賀県
■多数の家屋や重要施設等の保全対策 水 害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する	R8.3まで（概成）	滋賀県
■ダム等の洪水調整機能の向上・確保 水 害 ・長寿命化計画の見直しを行う ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県

- 13 -

- 13 -

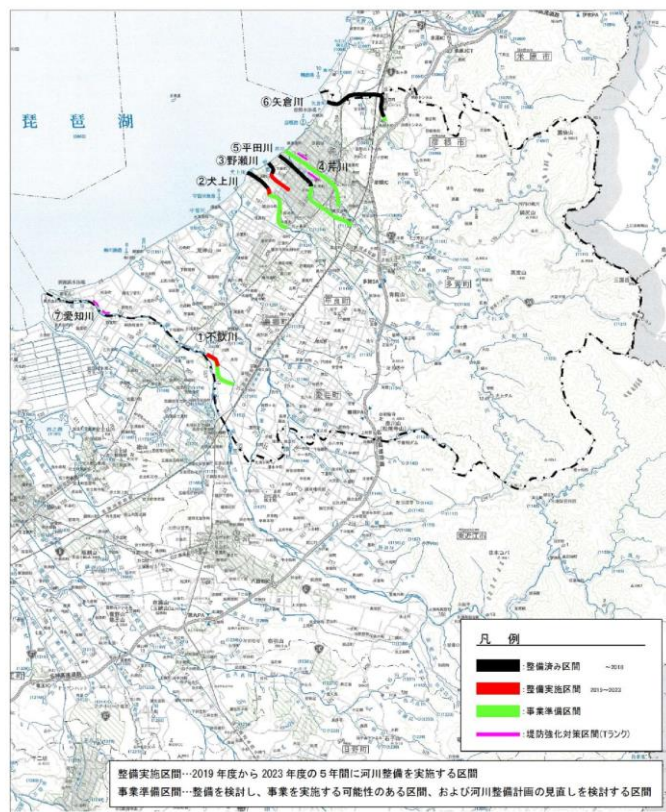
旧	新
6. フォローアップ 各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。 取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。 なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。 また、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。 <改定履歴> 2017年 5月 8日 作成 2018年 5月24日 改定 2019年 3月26日 改定 2022年 6月 9日 改定 - 15 -	6. フォローアップ 各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。 取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。 なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。 また、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。 <改定履歴> 平成29年 5月 8日 作成 平成30年 5月24日 改定 令和元年 3月26日 改定 令和4年 6月 9日 改定 令和7年 ○月 ○日 改定 - 15 -

旧

別 紙 1

第2期 滋賀県河川整備5ヶ年計画（2019年度～2023年度）

区間位置図【湖東土木事務所管内】



新

別 紙 1

滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）（令和6年度～令和10年度）

区間位置図【湖東土木事務所管内】

